

## 大阪府内の市町村で産婦健康診査事業がはじまります！

平成 29 年度より、産後うつ予防等のため、国において産婦健康診査事業が創設されたことから、平成 29 年 10 月より府内の一部の市町村（下記〈〉内の 4 市）で、産婦健康診査の費用助成が始まります。



### < 大阪市・堺市・豊中市・枚方市 >

○産婦健康診査を受診するには、受診票が必要です！産婦健康診査の対象となる方は、お住まいの地域の保健（福祉）センター又は市役所母子保健担当課にお問い合わせください。

#### （対象となる方）

産婦健康診査事業を実施している市（以下、「実施市」という。）に居住している平成 29 年 10 月 1 日以降に出産された 8 週以内の産婦の方。

#### （実施機関）

- 大阪府内に所在し、実施市長が産婦健康診査を委託した産科・産婦人科医療機関。
- 大阪府内に所在し、実施市長が産婦健康診査を委託した助産所。

#### （実施内容）

- 実施時期：原則として出産後 2 週間前後と出産後 1 か月前後の 2 回
- 実施内容：問診、診察、体重・血圧測定、尿検査（蛋白・糖）、エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）

